

# 平成30年12月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

平成30年12月14日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	(欠員)	
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

## 議事日程

第1	議案第46号	川棚町手話言語条例	総務厚生委員長報告
第2	請願第1号	「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願	同上
第3		産業建設文教委員会調査報告書	産業建設文教委員長報告
第4		議会運営委員会視察調査報告書	議会運営委員長報告

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、議案第46号「川棚町手話言語条例」を議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** おはようございます。総務厚生委員会付託審査報告を行います。12月7日に付託されました議案46号「川棚町手話言語条例」について審査結果を報告します。

この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長あて報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

平成30年12月12日。川棚町議会議長、初手安幸様。総務厚生委員会委員長、波戸勇則。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号。件名。審査の結果。議案第46号。川棚町手話言語条例。原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第46号「川棚町手話言語条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日。平成30年12月10日、12日。

(2) 審査場所。第1委員会室。

(3) 出席者。委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者。住民福祉課長、社会福祉係長。

2. 審査内容。

質疑。条例の施行期日が平成31年4月1日となっているが、公布の日から施行することにしなかった理由は。

答弁。町が実施する施策には予算を伴うものもあるため、予算を確保した上で施行することにした。

質疑。どのような事業を予定しているのか。

答弁。手話通訳者を定期的に役場に配置し、手話を必要とする方に対応するほか、職員への手話奉仕員養成講座の実施、手話言語条例解説の動画作成、広報誌やパンフレット等による町民への条例制定の周知、学校の授業等への手話通訳者の派遣による理解促進・啓発等を予定している。

質疑。役場に手話通訳者を派遣してもらう仕組みは整っているのか。

答弁。現在は、東彼地区保健福祉組合の東彼地区障がい者支援センター「エール」を通じて派遣をしてもらっているので、同じような流れになると思う。

質疑。役場には手話ができる職員がいない。職員に対する手話奉仕員養成講座は前倒しして実施できないか。

答弁。講師の派遣が必要となり、費用負担を伴うため難しい。

質疑。避難所への手話通訳者配置の考えは。

答弁。難聴の方が避難される等、必要がある場合は配置する方向で総務課とも協議したい。

質疑。手話通訳者を養成していく取り組みはどのようにするのか。

答弁。今後も手話サークルの協力をいただき、手話奉仕員養成講座を実施し引き続きお願いしていく。

質疑。手話を普及するにあたり、難聴者や手話サークルなどとの継続的な意見交換の場として連絡協議会のようなものをつくる考えは。

答弁。連携して事業を行っているので、今後も意見交換の場を設けたい。

### 3. 討議の主な内容。

・行政の答弁では、すぐにはできないものもあるが、いろいろな施策を考えているので、条例をつくる意義は十分にある。

### 4. 審査の結果。

・反対討論。なし。

・賛成討論。

・この条例は、全ての町民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を実現することを目的としたものであり、内容に

については手話サークル等と協議がなされている。手話を必要とする人とそれ以外の方が手話により円滑に意思疎通ができるようにすることは、誰もが健やかで安心して暮らせる町づくりを進めるうえで必要なことと考えるので賛成する。

・この条例が制定されることによって、手話の普及をはじめ、ろう者等に対する施策が進んで行くことが期待される。今後も手話サークル等の意見を十分聞きながら進めていくことを示されているので賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第46号「川棚町手話言語条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

#### 5. 委員会の意見。

・ろう者や難聴者が安心して暮らせるようなまちづくりを進めるため、手話言語条例を町民に十分理解してもらうよう努められたい。

・役場や避難所に手話ができる職員を配置するよう努められたい。

・啓蒙資料として作成する障がい者に関するパンフレットは、学校に配布するだけでなく、手話についての理解ができるように学びの場を設けられたい。

・ろう者や難聴者には防災無線放送だけでは情報が伝わりにくいので、メールやFAX等で放送の内容を周知するよう努められたい。

以上で報告とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 進めていいですか。はい。委員長

**総務厚生委員長** 報告書のとおりでお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第46号「川棚町手話言語条例」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 次に賛成者の発言を許します。堀池議員。

**7 番 堀 池** 議席番号7番、堀池浩です。川棚町手話言語条例の委員長報告に賛成の立場で討論します。報告書にあるとおり、手話を必要とする人とそれ以外の方が手話により円滑に意思疎通ができるようにすることは誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくりを進めるうえで必要なことと考えます。よって、委員長報告のとおり原案可決すべきものと決定したことに賛成します。

**議 長** 次に反対者はありませんね。

「なし」の声あり

**議 長** 賛成者の発言もありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「川棚町手話言語条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 10)

**議 長** 次に日程第2、請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」を議題といたしま

す。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会付託審査報告を行います。

1 2月7日に付託されました請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」について審査結果を報告します。

この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により、すでに文書により議長あて報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

平成30年12月12日。川棚町議会議長、初手安幸様。総務厚生委員会委員長、波戸勇則。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号。請願第1号。
2. 付託年月日。平成30年12月7日。
3. 件名。「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願。
4. 審査の結果。不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」についての総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。
  - (1) 審査期日。平成30年12月10日、12日。
  - (2) 審査場所。第1委員会室。
  - (3) 出席者。委員全員、議長、事務局長。
  - (4) 説明者。請願者、朽原明浩氏。紹介議員、久保田和恵議員。
2. 審査の内容。

請願者及び紹介議員への主な質疑と答弁。

質疑。インボイス（適格請求書）導入に反対である旨の記載があるが、こ

れは消費税率の引き上げとは別の問題ではないか。

答弁。小規模の免税事業者が取引から排除されることになる恐れがある。軽減税率の導入に伴って実施される制度であり、消費税率の引き上げと表裏一体であると考える。

質疑。インボイスを導入しないなら、東彼民主商工会としては消費税率の引き上げはやむを得ないという判断もあるのか。

答弁。インボイスを導入しなくても、消費税10%は国民の大きな負担となるため反対である。

質疑。消費税率10%への引き上げに併せてポイント制を導入し、実質税率が8%になる仕組みが検討されているがどのように考えているか。

答弁。地元の自営業者にとっては、システム導入のための費用負担が大きい。ポイント制を導入するくらいなら、消費税率の引き上げをしない方が手っ取り早いと思う。

質疑。消費税率を10%に上げることによって幼児教育の無償化や社会保障を行うようにしているが、上げなかった場合は、その財源についてはどのように考えているのか。

答弁。法人税率を元の税率に戻せば賄うことができる。

質疑。少子高齢化が進展する中で、国の借金が増え続けている現状がある。消費税率を引き上げて将来世代の負担軽減を図ることも必要と思うが。

答弁。消費税が引き上げられて以降、法人税は引き下げられている。その法人税を元の税率に戻しさえすれば、今以上に税負担を押し付ける必要はない。

### 3. 討議の主な内容。

・ 請願者は、法人税を増やせば消費税率は上げなくても良いという意見であり、税制そのものの考え方が違う、10%への引き上げは国民生活に大きく混乱を来すものではないと考える。

・ 消費税率が8%から10%になっても国民に混乱を来すとは思わないと言われるが、税率が5%から8%になった時もきついものがあった。

・ 消費税率を2%引き上げるにより増収となる税の使い道は決まっているし、税率引き上げに伴う落ち込みを小さくするための対策も講じられようとしている。

・インボイスについてはシステム改修などに補助もあり、一時的に内需の拡大も見込まれる。

#### 4. 審査の結果。

・反対討論。

・消費税率10%に引き上げることは法律で決まっております、予定どおり上げることが政治の安定につながる。インボイス導入と消費税率引き上げとは別の問題である。国民の将来負担を軽減する観点からやむを得ないと考え反対する。

・消費税率の引き上げによって景気が大きく落ち込む恐れがあるという問題もあるが、少子高齢化が進展する中で、国の借金が増え続けている現状を考えれば、将来世代の負担軽減を図ることは必要なことと思うので反対する。

・賛成討論。

・実質賃金は7年連続で減少しており、個人消費も4年連続で減少している。多くの国民と中小業者にとっては大きな負担となるため賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第1号「「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」は、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。

以上で報告とさせていただきます。

**議 長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第1号「「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4番久保田** 久保田和恵です。請願第1号「「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」に対する賛成討論

を行います。

私達の暮らしや、地域経済は今大変深刻な状況です。増税と年金カット、医療、介護など、社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇のもとでこれ以上節約できないとの声が多く聞かれます。ところが政府は平成31年10月の消費税率10%の引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。

それどころかキャッシュレス決済でのポイント還元、マイナンバーカード利用者の買い物時のポイント加算、プレミアム付き商品券など、消費税を増税しながら巨額の予算を投じて対策を取るなど、筋の通らないものばかりです。政府は中小業者への対策だと言いますが、複数税率に対応できる専用レジも導入しなければならない中小業者にとっては大きな負担です。しかも、有効期限は半年から9ヶ月など期限を切った政策であり、さらにキャッシュレス決済やマイナンバーそのものが普及していません。安倍政権は消費税増税を機にキャッシュレス決済やマイナンバーカードを広げることも狙っています。

さらに、後期高齢者医療保険に至っては消費税率引き上げ時に給付費を支給することを理由に9割軽減を廃止しようとしています。このことにより月額保険料は2倍から3倍に引き上げられます。国民に5兆6,000億の増税を強いて、社会保障のためと言いながら、軍事費は2兆円引き上げ27兆円にしようとしています。言語道断です。また、中小業者が取引から排除される恐れのあるインボイス導入についても反対です。よって、請願に賛成します。

**議 長** 次に賛成者の発言を許します。堀池議員。

**7 番 堀 池** 7番、堀池浩です。消費税率10%への引き上げ中止を求める請願について、委員長報告に賛成の立場で討論します。まず、消費税10%への引き上げは、2度延期されましたが、国の借入を減らすべく、民主党政権時代に当時の野田首相との約束でした。

ただ、請願にもあるとおり、世界で類を見ない少子高齢化社会が進む中、社会保障費は増加の一途であることから、税の使い道を見直し、2%アップの内1%分、約2兆7,000億円を待機児童の解消、給付型奨学金の拡充など子育て世代の支援を中心とした社会保障費に充てる計画です。

請願の中には複数軽減税率の導入に否定的な意見がありますが、消費税には、所得の少ない世帯ほど負担が大きくなる、いわゆる「逆進性」が知られています。その痛税感を和らげるために「軽減税率」を導入している国は多く、フランス・ドイツ・イギリス・スウェーデンをはじめとする諸外国では、軽減税率が混乱なく導入されています。

また、国内で11月上旬に実施された報道各社の世論調査では、JNNでは軽減税率の導入に半数以上の56%が賛成と答えています。ちなみに、反対は34%です。NHKでは賛成34%で反対27%を上回るなど、多くの消費者が家計の負担軽減策として期待している様子が伺えます。

よって本請願における委員長報告の「不採択」に賛成します。

**議** 長 ほかに討論は。はい。堀田議員。

**6 番 堀 田** 議席番号6番、堀田一徳です。請願第1号「「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」の委員長の報告に対し、賛成討論を行います。

少子高齢化が進んでいる中、少子化による生産人口の減少や子育て支援策の充実などの政策が求められ、また、社会保障給付費が年々増加しており、これらの財源を確保し、継続していくためには、消費税に代わるものではなく、消費税率の引き上げは国の決定でもあり、国民全体で支えていくことが必要であると考えます。よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成をいたします。

**議** 長 ほかに討論はありませんか。田口議員。

**2 番 田 口** 委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

この請願において、インボイスの導入についての問題点を指摘されておりますけれども、このインボイスの導入そのものは財務省の方において、この消費税率が二通りになるというようなことの、この機会に乗じて採用を考えている仕組みだと思われまますのですけれども、今財務省が考えておるインボイス制度については確かにここに指摘されてあるとおりに問題があると思っております。したがって、このインボイス制度は平成35年に導入の予定だそうですが、その導入については私達も注視していかなければならないし、場合によっては反対という声も上げなければならないのではないかと考えております。

しかし、今度そのインボイス導入の点とこの消費税率アップのことについては連動をしない話であると思いますので、消費税率アップそのものについては前々から決まっていることでもありますし、あまりにも引き延ばしをすることは政治に対する信頼をなくしていくということにもなりますので、これについては粛々と実施をすべきであるというふうに考えております。そういう意味で今回は、この請願は不採択にすべきであるという総務委員長の報告に賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに討論はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものと決定です。請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」を採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立少数です。したがって、請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」は不採択とすることに決定をいたしました。

(10:27)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第3「産業建設文教委員会調査報告」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** 委員長報告に入ります前に、先の9月定例会におきまして報告しました産業建設文教委員会視察報告書について、一部内容の訂正箇所がございましたので、この場をお借りしまして訂正の発言をいたしま

す。訂正箇所は長崎県東彼杵町の調査内容の中で、合併処理浄化槽の設置補助の上乗せとして年間約400万円が見込まれている旨の報告をしたところですが、ここが年間約3,000万円の誤りでありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは産業建設文教委員会調査報告を行います。閉会中の継続調査を行ってまいりました「本町の汚水処理」について、調査結果を報告します。

この調査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成30年12月12日。川棚町議会議長、初手安幸様。産業建設文教委員会委員長、小谷龍一郎。

委員会調査報告書。本委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

産業建設文教委員会調査報告書。

1. 件名。本町の汚水処理について
2. 期日。平成30年3月23日～平成30年12月12日
3. 場所。第1・3委員会室等
4. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。日時：平成30年4月6日。場所：第3委員会室。出席者：委員全員、議長、事務局書記。閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(2) 第2回委員会。日時：平成30年4月24日。場所：第3委員会室。出席者：委員全員、議長、事務局書記。説明者：水道課長、下水道総務係長、下水道施設係長。水道課から説明を受けた。

《主な内容》

汚水処理構想について。

- ・平成26年に国の方針で都道府県汚水処理構想の見直しが行われた。

この中で、早期の汚水処理施設の概成目標が示され、本町のアクションプランの検討がされた。

- ・平成29年度に事業計画変更が行われ、計画区域が見直された。この

見直しによって、石木・五反田・岩立・上組・新谷地区が計画区域から外され、新たに下百津地区の一部が計画区域となった。

下百津地区（川棚港埋立地）の下水道整備について。

- ・企業誘致の条件整備として新たに加えられた。

- ・日本ハムについては、現在企業独自の処理施設で処理されているが、施設の老朽化が進んでいるため下水道への接続が可能か問い合わせがされている。

公営企業会計について。

- ・本年度の赤字予算については、初年度であるため特別損失が大きいことが原因である。

- ・今後、施設等の更新のため、剰余金を積み立てておく必要がある。しかし、一般会計からの繰入金となるので、どのような捉え方で予算を立てていくかのルール作りが必要となってくる。

（３）第３回委員会。日時：平成３０年６月４日。場所：第３委員会室。出席者：委員全員、議長、事務局書記。水道課との意見交換のまとめ。閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

（４）第４回委員会。日時：平成３０年６月２６日。場所：東彼杵町。出席者：委員全員、議長、事務局書記。東彼杵町で行政視察を行った。視察内容については９月定例会で報告済み。

（５）第５回委員会。日時：平成３０年７月２３日、２４日。場所：熊本県長洲町、天草市。出席者：委員全員、事務局書記。熊本県長洲町、天草市で行政視察を行った。視察内容については９月定例会で報告済み。

（６）第６回委員会。日時：平成３０年８月２０日。場所：第３委員会室。出席者：委員全員、議長、事務局書記。視察報告書のまとめについて協議をした。

（７）第７回委員会。日時：平成３０年１０月３０日。場所：第３委員会室。出席者：委員全員、議長、事務局書記。閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

（８）第８回委員会。日時：平成３０年１１月２２日。場所：第１委員会室。出席者：委員全員、議長、事務局長。説明者：水道課長、住民福祉課長。水道課、住民福祉課から説明を受けた。

## 《主な内容》

下水道整備区域外における今後の汚水処理の取り組みについて。

・平成27年度に国から出された汚水処理構想の方針をもとに、本町のアクションプランが制定された。この中で汚水処理に関する整備を平成38年度までに整える10年概成の計画が出された。

・平成30年3月に公共下水道事業計画変更が行われ、新谷の一部・石木・五反田・岩立・上組地区が計画区域から外され、下百津の一部が追加された。

・計画区域変更により、区域外については大村湾の水質保全のために合併処理浄化槽設置の推進をしていくよう方針が出された。

合併処理浄化槽の設置及び維持管理費に対する今後の補助制度について。

・合併処理浄化槽設置に関する補助制度については、要綱の一部変更を行い増額の準備を進めている。

・維持管理費の補助については、まだ予定は無い。

(9) 第9回委員会。日時：平成30年12月6日。場所：第1委員会室。出席者：委員全員、事務局書記。委員長報告書のまとめについて協議した。

### 5. まとめと意見。

①本町の汚水処理については、10年概成計画をもとに平成37年度までに公共下水道・合併処理浄化槽の整備が進められるよう努められたい。

②公共下水道整備区域内の未接続世帯については、公共下水道接続推進の施策として推進委員の設置を含め戸別訪問を行うなど早急に検討されたい。

③公共下水道整備区域外の合併処理浄化槽設置推進に関しては、関係地区住民に広く周知できるよう努められたい。

④合併処理浄化槽設置に関しては、公共下水道区域内との平準化が保たれるよう補助制度等の整備に努められたい。

⑤合併処理浄化槽の維持管理費補助については、公共下水道との平等性の観点からも取り組まれている自治体がある。本町でも早急に検討されたい。

以上で報告といたします。

**議 長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。田口議員。

**2 番 田 口** 2番、田口です。意見の①の中で、「平成37年度までに」という言葉がありますが、その上の方の説明では「平成38年度までに」という説明がありましたので、この1年違うのは何か意味があるのでしょうか。

**議 長** 委員長。

**産業建設文教委員長** ただいまのご質問にお答えします。上の主な内容の分で受けておりますのは、行政からの説明を受けた内容ですが、この38年度としておりますのは国県から出されておりますこの汚水処理に関しての方針の中では38年度までにこの下水道、汚水処理についての整備を整えるということで出されておりますが、川棚町の公共下水道事業計画につきましては、平成37年度までの計画書として、それまでに汚水処理についての整備を概成するということが計画が立てられておりますので、本町の計画を基に、37年度までにこの汚水処理について整備を進めていただきたいということで、意見書の中では37年度までにこの整備を進めていただくよう努められたいということで意見を述べております。以上です。

**議 長** はい。三岳議員。

**3 番 三 岳** 3番、三岳です。将来構想になってくると思うんですが、施設の改修等についてはですね、1ページの方に記載をしてありますが、そのいわゆる一般会計からの繰入が多額になっているという部分では料金等の引き上げが必要になってくると思うんですが、そのような考え方は示されていないのでしょうか。お尋ねします。

**議 長** 委員長。

**産業建設文教委員長** 料金に関しましては、3月からこの審査をしてきましたが、その中で料金に関しての協議ということも中では出ました。ですが、説明の中では、現段階では料金の値上げ等は考えておられないということで説明も受けておまして、そういうものも踏まえまして、意見の中ではあくまで今後の、これから10年の、これから10年じゃないですね。37年度までの整備計画を着々と進めていただきたいということで意見の中には入れないようにいたしました。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福田 1 2 番、福田です。まとめと意見の中の④のところ、平準化が保たれるよう補助制度の整備ということですが、これは冒頭にあります設置に関する補助なのか、また、その後の利用にあたっての維持管理費の分も含まれているのかお聞きします。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 今の点ですが、④で書いておりますのは設置に関しての補助に関してですが、これは今準備を進められているということで説明を受けております。ですので、設置に関しての補助については要綱の変更等が行われて実施するということで聞いておりますので、それについて整備を進めていただきたいということで④を出しております。⑤に関しまして、そのあとの維持管理についての補助制度まで実際されているところもあるということもありますので、それに関しても早急に検討していただきたいということで意見としてつけさせていただきました。以上です。

議 長 福田議員。

1 2 番 福田 確認します。公共下水道の分との平準化ということ、接続費用、するための費用の分との平準化ということでいいでしょうか。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 設置に関しましては、公共下水道の引き込みに関しましても受益者負担金等が発生してきます。それに関しまして、合併処理浄化槽の設置に関しましても、今までは設置者の負担と補助も出ておりましたが、それに上乗せして設置に関する補助をつくっていただきたいということで、その設置の、要は受益者負担金の平準化を図るためにこういう制度をつくっていただきたいということでつけております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありますか。よろしいでしょうか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

( 1 0 : 4 3 )

議 長 次に、日程第 4 「議会運営委員会視察調査報告書」を議題と

いたします。

本件について委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

**議会運営委員長** それでは議会運営委員会視察調査報告を行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成30年12月12日。川棚町議会議長、初手安幸様。議会運営委員会委員長、三岳昇。

委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査の結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 調査期日。平成30年11月14日～15日。

2. 調査場所。熊本県あさぎり町及び御船町。

3. 出席者。議会運営委員会委員全員、議長、副議長、事務局長。

4. 調査の目的。議会運営（常任委員会の所管）について。議会活性化について。

5. 調査の概要。別紙のとおり。次ページをお願いします。

1. 調査の概要

熊本県あさぎり町（人口15,614人 面積159平方キロメートル）。

（1）調査事項。

1、議会運営（常任委員会の所管）について。

議員定数については、平成32年5月に定数16人から14人に削減される。

①常任委員会の構成。

総務・文教、厚生、建設・経済常任委員会の3常任委員会で構成されている。

②一般質問について。

一般質問について議会運営委員会での調整は行っていない。質問内容が同じであれば基本的には提出順としているが、議員間での調整もあってい

る。

なお、議会基本条例により反問権を付与している。

③その他。

・議員報酬について、人材確保と若者の参加を促すためにも今後も検討する。

・議選監査委員については、必要ではあると考えているが、まだ協議を行っていない。

2、議会活性化について。

①平成21年3月に議会改革調査特別委員会が設置され、議会改革の課題等を調査・検討し、その結果を取りまとめ、平成24年に新たに議会活性化特別委員会が設置された。

②通年議会制度は、平成25年3月に制定され、また、議会基本条例は、平成25年6月に制定された。

③本会議におけるインターネット中継を導入し、モニターを役場庁舎など7か所に設置している。この導入経費は880万円、維持費等年間135万円を要している。

④タブレットの導入は、平成30年9月議会より運用を開始している。

⑤平成23年7月から議会報告会が実施されているが、参加者が少ないなど課題となっている。

熊本県御船町（人口17,099人 面積99平方キロメートル）。

（1）調査事項。

1、議会運営（常任委員会等の所管）について。

議員定数については、平成32年5月に定数16人から14人に削減される。

①常任委員会の構成。

総務建設産業、文教厚生常任委員会の2常任委員会で構成されている。

②一般質問について。

・一般質問について、質問内容が同じであれば議会運営委員会で調整する。

・反問権について、議会基本条例第7条に明記しているが、この7年間事例はない。

③議案等について。

- ・議会運営委員会に対する議案説明は、正式に決めていない。
- ・委員会からの議案提出や修正議決は、3～4件の事例があった。

④その他。

・議員報酬について、平成24年の定数削減時に引き上げを検討していたが、熊本地震の発生により、協議を中断している。

・政務調査費は、月額2万円が支給されており、約半数が全額を使っている。

- ・議選監査委員については、協議を行っていない。

2、議会活性化について。

①平成21年3月に議会基本条例制定調査特別委員会が設置され、町民及び執行部との意見交換会を開催し、平成22年に九州で最初の議会基本条例が制定されている。

②平成16年に政治倫理条例が制定され、平成22年に通年議会実施要綱を定めた。

③本会議の配信は録画で行っている。

④議会モニターの導入や議会アドバイザーを設置している。

⑤平成20年5月から議会報告会が実施されているが、参加者が減少している。

2. 調査のまとめ。

今回の視察調査において、両町ともに「議会改革」と「開かれた議会」の取り組みとして、議会基本条例、政治倫理条例が制定され、通年議会等が導入されている。

本町議会ではこれまで議会活性化調査特別委員会で基本条例などについて調査・研究が行われてきたが、条例制定については見送られてきた経緯がある。

今後、新たに特別委員会を設置するなど、さらなる議会改革・活性化に取り組む必要がある。

以上でございますが、ただいま報告を行いましたあさぎり町と御船町のですね、基本条例等について、資料をですね、議員控室の方に置いておきますので、ご覧いただきたいと思います。

**議 長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。田口議員。

**2 番 田 口** 最後の2ページの上から②、③、④ってあるところですが、ちょっとわかりづらいのでお聞きします。④のその他っていうところですが、平成24年の定数削減時についていうのと、熊本地震の発生っていうのがちょっと時間的に地震発生があとじゃないかと思うのでですね、この関係がよくわからないなと思ってお聞きします。

**議 長** 委員長。

**議会運営委員長** ここに記載していますようにですね、24年からこの議員報酬についてですね、協議をされてきていたということで、まだ結論が出ていなくて、その間にですね、熊本地震が発生をしたということでこのような記載をしております。

**議 長** 久保田議員。

**4 番 久 保 田** 久保田です。あさぎり町の報告の中で、②に一般質問の中で反問権を付与しているって、条例により反問権を付与しておりますが、実際に反問権を使われているのか、それによって議会が活発になっているのか、そういうことを聞かれましたでしょうか。

**議 長** 委員長。

**議会運営委員長** あさぎり町ではですね、反問権付与されてありますが、使われた事例はないということでございます。

**議 長** ほかに。久保田議員。

**4 番 久 保 田** 御船町の中のその他の中に、政務調査費が月に2万円が支給されておりってことがあります。主にどういうものに使われているんでしょうか。

**議 長** 委員長。

**議会運営委員長** 資料の中でですね、控室に置きますけども、その中でですね、やはり一番多かったのは調査の旅費ですね。それと、資料の購入費であります。

**議 長** ほかに。はい。高以良議員。

**10 番 高 以 良** あさぎり町の報告の中で、1ページ、2の④のところですね。タブレットの導入が30年9月議会から運用を開始されたようですが、導入したときの議員の評価っていうんですかね。どういうふうな状況だった

のか、わかればお尋ねします。

議 \_\_\_\_\_ 長 委員長。

議会運営委員長 9月導入というふうに記載しておりますが、私共が視察に行ったときにはまだ導入したばかりで使いこなしていないということもあって、試行の期間ということでもあります。

議 \_\_\_\_\_ 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:56)

議 \_\_\_\_\_ 長 ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決された案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任をすることに決定をいたしました。

(10:57)

議 \_\_\_\_\_ 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成30年12月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(10:57)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小谷龍一郎

会議録署名議員 高以良壽人